

京都市管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を公布する。

平成28年9月30日

京都市人事委員会

委員長 彦惣 弘

京都市人事委員会規則第1号

京都市管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

京都市管理職員等の範囲を定める規則の一部を次のように改正する。

別表第2本庁の項中「保健福祉局医務監」を「保健福祉局医務担当局長」に改め、「行
財政局人材育成推進室安全衛生係長」を削り、同表桃陽病院の項中「院長」を「院長 副
院長」に改め、同表教育委員会事務局の項中「新工業高校開設準備室の室長及び副室長」
を「指導部長 学校指導課長 生徒指導課長」に改め、同表総合教育センターの項中「指
導室長 研究課長」を「首席指導主事」に改め、同表教育相談総合センターの項及び子育
て支援総合センターこどもみらい館の項を削り、同表野外活動施設花背山の家及び野
外教育センター奥志摩みさきの家を次のように改める。

野外活動施設花背山の家 所長

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(人事委員会事務局)